

入湯税のご案内

🔥 入湯税とは？

鉱泉浴場（温泉施設）に入湯するお客様に納めていただく町税です。
（年齢 12 歳未満の方には課税されません。）

🔥 入湯税っていくらかかるの？

区 分	税 率
宿泊した入浴客 1 人 1 泊につき	150 円
日帰りの入浴客 1 人について	75 円



※「日帰り」とは、部屋および風呂の提供を受けた人のほか、入浴のみをした人を含みます。

🔥 入湯税を納める方法は？

入場料金や宿泊料金と一緒に、入浴施設または宿泊施設へお支払いいただきます。

入浴施設または宿泊施設の経営者から、1 ヶ月分の入湯税をまとめて西川町へ納入していただきます。

🔥 西川町での入湯税の使われ方は？

入湯税は地方税法第 701 条により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるとされています。

西川町の令和 4 年度入湯税決算額は 7,149 千円（前年度比 95.17%、363 千円の減） となっており、月山を中心とした観光誘客拡大事業をはじめとした観光の振興に要する費用に全額を充てています。

